

保 税 蔵 置 場 許 可 期 間 の 更 新 公 告

関税法第42条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月17日

函 館 税 関 長            田 中    透

1. 被許可者の住所及び名称

東京都千代田区丸の内2丁目6番1号

日本製鉄株式会社  
(法人番号：3010001008848 )

2. 保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署：釜石税関支署）

日本製鉄株式会社 北日本製鉄所釜石地区      保税蔵置場

岩手県釜石市鈴子町23番15号

3. 更新した期間

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日